

# 京都市動物園内コインロッカー設置仕様書

## 1 設置条件等

### (1) 所在地

京都市左京区岡崎法勝寺町 京都市動物園内（別紙1参照）

### (2) 設置場所（別紙2参照）

設置番号	設置場所	設置面積寸法上限
①	正面エントランス	W2600×D530×H1800
②	東エントランス	

※ コインロッカーの利用料金については、事前に本市の承認が必要です。

### (3) 設置基準

設置するコインロッカーについては、容量100リットル程度の一般的なスーツケースが利用可能なものを含むこと。

また、コインロッカーの調達は営業事業者が行い、契約期間中利用可能な状態を保つこと。

### (4) 設置期間

営業事業者に対する使用許可の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とします。

なお、令和7年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、最長2年（令和9年3月31日まで）を限度に引き続き1年ごとに使用許可を更新することとします。

### (5) 使用料

#### ア 使用料の納入

本市が発行する納入通知書により、年額使用料を4月22日（月）までに納入してください。なお、納期の末日が土曜日、日曜日及び祝日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する日曜日等でない日を納期の末日とします。

本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合は、使用許可を取り消すことがあります。

なお、この場合において、コインロッカーの撤去に要する費用、その他一切の経費は営業事業者の負担とします。

納入された使用料は、原則還付しません。

#### イ 更新後の使用料

前記3(1)に記載する使用許可の更新が果たされた場合、更新後の使用料については、引き続き当初の使用料と同額とします。

### (6) 必要経費

#### コインロッカーの設置、撤去及び原状回復

コインロッカーの設置、撤去及び原状回復は営業事業者自らの責任で行い、これらに要する工事費等の一切の費用は、営業事業者の負担とします。

## (7) 遵守事項等

- ア 使用料は期限までに確実に納付してください。
- イ 本件のコインロッカー設置の権利については、第三者への譲渡又は転貸を禁止します。
- ウ その他定めのない事項については、協議のうえ決定します。

## (8) 事故責任

コインロッカーの設置によって第三者に生じた損害は、全て営業事業者が補償することとし、本市は一切の責を負わないこととします。

## (9) 盗難・破損等

本市の責によることが明らかな場合を除き、当該コインロッカーに係る盗難事故や破損事項等に関して、本市は、その一切の責任を負わないこととします。

また、営業事業者はコインロッカーが毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は、営業事業者の負担とします。

## (10) 原状復旧

営業事業者は、コインロッカーを撤去したときは、営業事業者の責任と負担のもとに原状復旧を行い、本市の確認を受けることとします。

## 2 営業事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、営業事業者の決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可の手續に応じなかった場合
- (2) 営業事業者の決定後、「2 応募資格要件」を満たさなくなった場合
- (3) その他本市が行政財産使用許可の相手方として不適当と認めた場合

## 3 その他

1(6)に記載する必要経費のほか、応募、質問及び行政財産使用許可の手續に要する一切の費用は、営業事業者の負担とします。

### 【問合せ先】

京都市動物園 総務課（担当：中村）

〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町

電話（075）771-0210

FAX（075）752-1974

京都市動物園ホームページアドレス <http://www5.city.kyoto.jp/zoo/>